

令和5年8月日

社会福祉法人つつじの福祉会
書面による『はぎの郷 2023年度 第2回運営推進会議』議事録

社会福祉法人つつじの福祉会 地域密着型小規模特別養護老人ホーム『はぎの郷 2023年度 第1回運営推進会議』の開催（開催予定日：令和5年7月28日）に際し、新型コロナウイルス感染防止を第一優先とした書面による開催としたため、令和5年7月28日必着にて、参加予定の方々に対し書面による報告資料を郵送しました。報告内容に対するご意見・確認事項について、令和5年8月11日を期日として募りましたところ、貴重なご意見・確認事項等をいただきました。

以上の書面報告による開催を明らかにするため、ここに本議事録を作成する。

1 書面報告による『はぎの郷 2023年度 第2回運営推進会議』を実施した者の氏名

『はぎの郷』 統括管理者 宮武 昭彦

2 書面報告による『はぎの郷 2023年度 第2回運営推進会議』参加者

- ・加古川市 福祉部 法人指導課 職員
- ・地域包括支援センターひらおか 職員
- ・特別養護老人ホームうおずみ 施設長
- ・つつじ野地区民生委員
- ・はぎの郷入居者様のご家族

3 「ご意見や確認事項等」について

加古川福祉部法人指導課、入居者様のご家族より5項目につきご意見・ご質問をいただきました。ご意見・ご質問への回答とあわせて添付資料を確認ください。

4 『はぎの郷 2023年度 第2回運営推進会議』の開催と閉会

開催日：令和5年7月31日 書面による報告（郵送）をもって開催日とする。

閉会日：令和5年7月31日（期日：令和5年8月11日）開催日をもって閉会日とみなす。

5 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

『はぎの郷』 統括管理者 宮武 昭彦

(1) (行政より)

ご意見：新型コロナウイルス感染症が5類へ移行となってから、市内の施設系事業所では、集合にて運営推進会議を実施している所が増えてきています。貴施設では、基本方針を策定しそれに基づき運営をされていますが、当会議の趣旨を考慮いただき、地域密着型施設として、まず地元の方々に知ってもらうためにも、集合による会議の開催をご検討ください。

回答：ご指導ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症が5類へ移行となってからも施設長会議等では近隣施設でのクラスター発生による利用者感染被害をよく聞くようにもなりました。利用者の健康管理と責任を考えると非常に「集合による会議の開催」が今の時期が適切かとも自問自答します。しかし、当会議の趣旨を考慮し、感染対策を万全にした上で次回より「集合による会議の開催」を検討したいと思えます。

(2) (ご家族様より)

ご意見：7項4段目（ストローについて）以前に耳かきに使っていいか…云々と聞いておったなら、その時点で対処するべきではないでしょうか。全員の方がそうでないとしても統一されてはどうでしょうかと思います。（とにかく危険な物は極力さける）

回答：対応が遅れて申し訳ございませんでした。現在はストローがついている飲み物はコップに移す事を統一し提供して参ります。今後も利用者が安心・安全に過ごせる様に心掛けて対応して参ります。

ご意見：車いすから離れることが頻繁にあるようです。少しでも事故に繋がる事がない様にする為には基本的な事を徹底すべきだと思います。9項3段目はフロアスタッフが気付くべき事案だったと思います。1,2ともヒヤリハットで済んで幸いでしたが、こういった細かな点を軽視しないで介護の質を高めて頂きたいと思えます。

回答：ご意見ありがとうございます。現場の職員は厚生労働省の方針に沿って「車いすから離れることが頻繁にある利用者」への対応も「身体拘束の廃止」を厳守しながら、「車いすから離れることが頻繁にある利用者」以外の利用者の対応にも追われていながら、利用者の見守りをしている日々でございます。ご理解いただけましたら幸いです。ただ、その言葉で終わることなくこういった細かな点を軽視しないで介護・見守りの質を高めていくよう研修や会議を通じて各職員に声掛けし意識していきたいと思えます。

ご意見：同じく服薬の手順についても基本的なところを全員で共有して頂きたいです。(9項5段目、食後薬)

回答：ご意見ありがとうございます。おっしゃる通りで、各ユニットには服薬マニュアルがあり基本的な動作はマニュアル化されています。先月は薬剤師さんと呼んで全職員に薬管理の重要性等を研修する場もつくりました。今後も全職員が服薬マニュアルの厳守をしていくよう研修や会議を通じて各職員に声掛けし意識を徹底していきたいと思えます。

ご意見：10項7段目、12項2段目、3段目(2段目、3段目は重複ですか?)は同じ利用者どうでしょうか?原因は把握されているのでしょうか?以上皆様専門職の方なら当たり前の事ですが、ヒヤリで済んでいるとは言え、少し注意散漫なのではと思いました。

回答：10項7段目、12項2段目、3段目のヒヤリハット、事故報告ですが、足を出した利用者は同じ利用者ですが、10項5段目の車いすを蹴られた方、12項2段目の足を蹴られた利用者は違う利用者です。原因としまして10項目7段目のヒヤリハットですが、普段は共有スペースで洗濯物や新聞を畳んだり等、スタッフのお手伝いを自身の仕事、日々のルーティンとして過ごされてきました。当日は洗濯物を物干に干す前に共有スペースでお茶を飲まれ、お茶を飲んでいる間にスタッフが洗濯物を乾燥にかけてしまった事に対し、自分が普段している仕事を他の誰かが行い、自分の仕事を取ってしまったと思い、感情が不安定になり、近くにいた利用者とは口論になった後、感情が落ち着かず、車いすを蹴ってしまったという状況でした。10項2段目、3段目の事故報告ですが、普段から自分の居室に他の方が入る事を嫌い、自分で居室のドアを閉めた後はいつも過ごしている席でテレビを見たり、スタッフのお手伝いをさせていただいていました。当日もいつもの席で過ごしていた時に共有スペースで過ごしていた認知症のある他利用者が、自分の居室入り口のドアを開けようとするのを見て、自分の居室に入ると思い感情が落ち着かず、居室に入ろうとした他利用者に向かって行かれ他利用者の足を蹴ってしまったとい状況でした。スタッフ間で利用者のやりがい、ルーティンを崩さないよう再度情報の共有、スタッフの見守りが手薄にならない様、業務の見直しを行い対応して参ります。